

2. Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業国庫補助要項

（文化庁ホームページより）

Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業国庫補助要項

平成31年4月1日
文化庁長官決定
〔令和2年4月1日〕
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業）交付要綱（平成31年4月1日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる Living History（生きた歴史体感プログラム）促進に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、法人又はDMO等によって構成される協議会等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の全てを満たす事業とする。

- （1）国指定等文化財を核として当該文化財の付加価値を高め、収益の増加などの好循環を創出するための取組にかかる事業で、往時を再現した復元行事・歴史体験事業の実施、及び当時の調度品や衣装の整備・展示等 歴史的な出来事や当時の生活の再現により、生きた歴史の体感・体験を通じて文化財の理解を促進する事業とし、明細は別紙1のとおりとする。
- （2）平成31年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村並びに日本遺産の構成文化財が存する、世界文化遺産の構成資産が存する及びユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村であることを原則として、さらに近隣の外国人観光客が多く来訪する施設とのルート設定等の連携がとれていることとする。
- （3）外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。
- （4）Wifi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、国指定・選定文化財を核として当該文化財の付加価値を高め、収益の増加などの好循環を創出するための取組にかかる次に掲げる経費とし、その明細は別紙2のとおりとする。

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1/2を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の2/3を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

- （1）文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。
- （2）補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。
（ア）地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財力指数＝地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条及び第２１条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条及び第２１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値

（イ）民間団体の場合＝事業規模指数が０．１以上：１０％加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

１）団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前３会計年度の平均収入額
実績がない場合は当該年度の収入見込額

２）個人の場合＝前年分の収入額

（３）協議会等に観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）が参加している場合には、補助率に５％の加算を行うことができる。

（４）当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に５％の加算を行うことができる。

（５）３つ以上のプログラムを開発する場合には、補助率に５％の加算を行うことができる。

６．その他

事業期間及び事業終了後４年間は、毎年度、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度（見込みを含む）を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出するとともに、当該改善策を実行することとする。

(別紙1)

区 分	内 容
(1)調査	・ターゲットについての調査 ・歴史資料等の調査 ・事例調査 等
(2)プログラム開発	・検討会議等の開催 ・プログラムの企画・開発 ・実施、演出プランの策定 ・運営プランの検討、運営マニュアルの作成 ・プログラムの商品化検討 等
(3)ツール等の製作	・プログラムに基づく衣装、調度品、備品の制作・購入 ・プログラムに基づくAR等のコンテンツ制作・機材購入 ・プログラムを理解する解説ツールの制作、翻訳 等
(4)実施のための準備	・体感プログラムの運営に関する練習 ・プレツアーの実施 等

※プログラム実施に係る経費（宣伝プロモーション活動等を含む）、プログラムの検証（・実施結果に基づく結果の検証、改善に向けた検討・自走化に向けた中期計画の策定 等）については、対象外とする。

(別紙2)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説 明
Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業	往時を再現した復元行事・歴史体験事業の実施、及び歴史的な出来事や当時の生活を再現する事業の実施に必要な経費	事業費	賃金	資料整理賃金 作業員賃金	臨時に雇用する場合のみ 〃
			共済費 報償費	傷害保健 会議出席謝金 〇〇謝金	
			旅費	普通旅費 費用弁償	連絡旅費を含む
			使用料及び借料	会場借料 〇〇借料 〇〇損料	
			役務費	通信運搬費 振込手数料等 現像焼付料 手数料	
			委託費	コンテンツ制作 委託費 〇〇委託費	
			請負費 備品購入費 原材料費 需用費	請負費 備品購入費 〇〇費 消耗品費 印刷製本費 会議費	展示品等 単価が10万円未満(税込)のものに限る。